シルバー人材センター 入会説明会しおり



公益社団法人 御所市シルバー人材センター

シルバー人材センターとは

- 毎日働くことは望まないが、働く機会を得たい、社会に役立つ 仕事がしたいなど、健康で働く意欲があり、センターの理念に 賛同した原則60歳以上の高齢者が主体の組織です。
- 就業を通して、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとと もに、活力ある地域社会をつくりだすことを目的としています。
- 企業や家庭、公共団体などから高齢者にふさわしい仕事をセンターが請負契約の形式で引き受け、会員に提供していきます。 会員は就業することによって、センターから配分金を受け取る 仕組みになっています。
- センターと会員の間に雇用関係はありません。従って労働保険 はありません。
- 就業は1週間当たり20時間以内の臨時的かつ短期的、または軽易な業務です。
- 就業や収入の保証はありませんが、会員の希望と能力に応じた 働き方ができます。
- 仕事中のケガや事故に対してはセンターが加入している団体傷 害保険(シルバー保険)により対処します。

【事業の理念】

シルバー人材センターは、「自主・自立の組織理念」と「共働・共助の事業理念」という二つの理念に基づき運営されています。

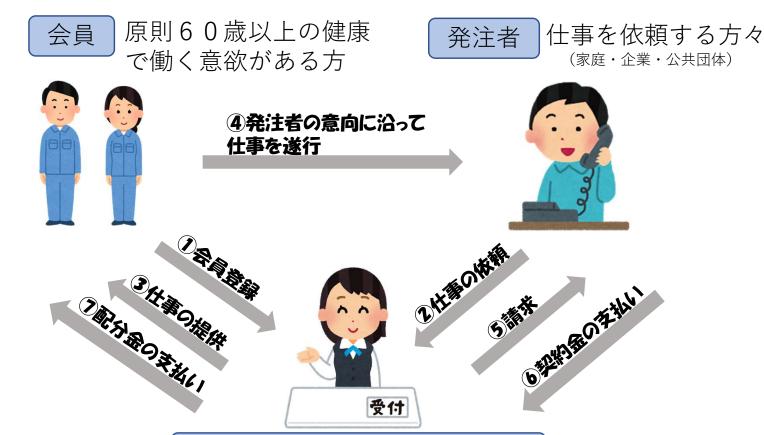
~自主・自立の組織理念~

会員は自分たちで役員を選び、理事会等の組織活動を通じて、 組織や事業の運営に参画します。

~共働・共助の事業理念~

会員一人ひとりがお互いに協力しあい、助け合いながら就業することを基本としています。

シルバー人材センターのしくみ



什事の受注・契約

御所市シルバー人材センター

- ① 会員として希望する職種をセンターに登録します。
- ② 発注者が(公共団体・民間企業・一般家庭)から仕事の依頼があり、高齢者にふさわしい仕事かセンターが確認し引受けます。
- ③ センターが引受けた仕事(受注)の内容・条件などを希望している会員に事務局から連絡します。
- ④ 会員の希望と発注者の条件が一致したときは、発注者の 意向に沿って責任をもって仕事を遂行していただきます。
- ⑤ センターから発注者に、就業に対しての契約金を請求し ます。
- ⑥ 発注者は請求に基づきセンターへ契約金が支払われます。
- ① センターは会員に従事した仕事量に応じて、1ヶ月毎に配分金(報酬)を支払います。(配分金は完成し又は遂行した仕事の成果に対して、支払われるものであり賃金ではありません)

入 会

「今までの経験や能力を生かす仕事がしてみたい」といった、 60歳以上で、御所市に居住し健康で働く意欲があれば、どなた でも入会できます。

事務局で入会説明を受けた後「入会申込書」(ご家族の同意を得て)など所定の用紙に必要事項を記入してください。

※入会受付時に、お持ちいただくもの

- 1. 入会申込書
- 2. 印鑑(認印でかまいません)
- 3. センター年会費 (年2,400円) ※年度途中の入会の場合は月割りです。
- 4. ゆうちょ銀行の通帳 (ご本人名義のもの)

入会されましたら、会員の証として「会員証」を発行しますから 大切にしてください。

◆夫婦会員割引制度◆

通常の年会費は一人**2,400**円ですが、ご夫婦で会員の方はいずれか一方の配偶者の会費が半額(年額**1,200**円)になります。

<mark>退 会</mark>

退会は自由です。事務局に「退会届」を提出し、会員証を返却してください。なお、既納の会費はお返しできません。

次のいずれかに該当する場合は退会したものとみなします。

- 1. 死亡した時。
- 2. 御所市に居住しなくなった時。
- 3. 会員の更新を行わない時。

~多様な働き方~

センターでは「請負・委任」の就業形態の他に派遣労働者として 働く「シルバー派遣」も行っております。 就業形態の違いは、次のとおりです。

項目	請負・委任	シルバー派遣
仕事の期間	・臨時的かつ短期的な ・軽易な業務(週 20 時	業務(おおむね 10 日程度以内) 間未満)
雇用関係の有無	なし	あり (派遣労働中に限り、県シ協 との間に雇用関係が発生)
発注者の指揮命令	なし	あり
事故時に 適用される保険	シルバー保険	労災保険
雇用保険・ 社会保険の適用	なし	なし
発注者との 契約当事者	御所市シルバー人材 センター	県シ協
就業に対する 報酬の支払者	御所市シルバー人材 センター	県シ協
会員に対する報酬	配分金(雑所得)	賃金(給与所得)

就業

- 就業にあたっては、仕事の内容を理解し、安全に十分気をつけて下さい。
- 仕事をする際は、事務局より『就業報告書』を受取り就業して 下さい。
- 仕事の終了後は、『就業報告書』に就業内容を記載し発注者の 確認印を受け、事務局に提出して下さい。
- センターは、提出された『就業報告書』に基づいて配分金を会員の預金口座へ振込みますので『就業報告書』は大切に取り扱って下さい。
- 『就業報告書』の記載については、事務局の職種担当職員から 終業時にくわしく説明します。
- 家庭の都合や健康上の理由などで、約束した仕事ができない時 はすぐに事務局へ連絡して下さい。

~具体的な就業内容~

屋内外の一般作業

- ・屋内外の清掃
- 草刈り
- 草引き



技術を必要とする分野

- 植木剪定
- · 塗装



管理分野

- 施設管理
- · 駐車場管理



就業規約及び安全就業基準

- センターでは、就業に際しての「就業規約」や事故を未然に防止するための「安全就業基準」などを設けています。
- 「就業規約」には、会員としての守るべき事項や知り得た秘密 を洩らさない事項などが記されています。
- また、就業中はたとえ少量であっても飲酒は厳禁です。
- 就業中に事故などに遭った場合は、事務局へ連絡のうえ適切な 処置を受けて下さい。

配分金

● 配分金は、月末に締切り翌月の20日に届けてある口座に振込みます。なお、20日が銀行休業日の場合は20日に近い前日が支払日となります。また、配分金については、契約の内容や仕事の職種によって異なります。

総会の開催

- センターは会員の総意によって運営されることが基本となっています。
- 毎年5月に通常総会を開催しています。
- 総会では、センターの一年間の事業計画や報告を行うとともに、 日常顔を合わせることの少ない会員が一同に集まる場ですので、 ぜひ出席してください。

団体傷害保険(シルバー保険)について

シルバー人材センターの会員は、発注者あるいはセンターとの間に雇用関係がありませんので、会員が就業中に事故・ケガをした場合や会員が就業にかかわる事故等により他人に損害を与えた場合に対応するため、シルバー人材センターが損害保険に加入しております。概要は、以下のとおりです。

(1) 団体総合補償制度費用保険(傷害部分) 会員の方が、次のような事故でケガをされた場合に保険金をお支 払いします。

保険内容				
保険金の出る場合	 就業中の事故(ただし、自宅作業中は除く) 仕事場への往復時の事故(ただし、通常の経路をはずれた場合は除く) センターが主催する総会・理事会・講習会(知識・技能講習会を目的とするもの)等参加時の事故(ただし、通常の経路をはずれた場合は除く) 			

保険の給付内容					
	死亡	入院	通院	後遺障害	
支払条件	死亡または、事故 が原因で事故日か ら180日以内に死亡 したとき	事故のため 入院し生活 機能を失っ たとき	事故のため、平常 の生活機能が減少 し、通院により医 師の治療を受けた とき	事故日から180日以 内で、身体に後遺 症が残ったとき	
給付 金	500万	1日当たり 5.000円(た だし、180 日以内)	1日当たり3.000円 (ただし、180日以 内の90日限度)	程度により	

- ケガをしたときは、直ちに医師の診断を受けてください。この 場合は、各自の健康保険証を使っていただくことになります。
- ケガの状態、ケガをした時の様子などをセンター事務所へ報告 してください。自分で報告できない時は、そばにいる人に依頼 し、必ず一報してください。
- 傷害保険の手続きは、センター事務所で行います。

(2) 賠償責任保険

センターもしくは会員の方が、次のような場合に法律上の損害賠 償責任保険を負担することによって被る損害を保険金としてお支 払いします。

保険内容		
保険金の出る場合	就業中、誤って他人に身体障害(死亡やケガ)を与えたり、他人の財物に損壊(壊したり・汚したり・なくしたり)した場合等、 第三者に損害を与えた場合	

保険の給付内容			
補填限度額	身体賠償	1名につき 5.000万円 1事故につき 1億円 (ただし、保険期間中にセンターとして上記限度額を超え た部分については、補填されません。)	
	財物賠償	1事故につき 3.000万円 (ただし、保険期間中にセンターとして上記限度額を超え た部分については、補填されません。)	
免責金額	1事故	3万円	

※自動車事故については、対処できません。詳しいことは、事務 所へお尋ねください。

【お願い】この事は、ご家族の方にもお話をして、十分に理解していただきますようお願いいたします。

以上の趣旨や仕組みに賛同されて、シルバー人材センターに入会 していただき、健康に十分ご留意されながら積極的に就業してく ださい。

【就業以外の活動も充実】

会員の交流の場として、センター内で様々なイベントを開催して います。

スマホ教室・料理作り・ハンドメイド講座・散策など。 仕事以外にも、楽しめるものがあります。







スマホ教室

料理作り

散策

会員さんにも楽しいと好評をいただいています。 趣味を活かして、サークルなども作っていきたいと考えています ので趣味の輪を広げたいと思っている方、ご相談下さいね。

【有償のボランティア活動】

地域の高齢者の方の、ちょっとした困りごとに有償ボランティア として活動してもらえる「ちょいボラメイト」があります。

協力いただける方はご登録ください。

【ホームページご覧ください】

仕事情報・お知らせ等を掲載しています。 下記のQRコードを読み取るか【御所市シルバー人材センター】と 検索すると見ることができます。



御所市シルバー人材センター



新しい一歩を踏み出しませんか? 入会お待ちしています!!



公益社団法人 御所市シルバー人材センター 御所市774番地の1 いきいきライフセンター内 ☎0745-63-2119